

請求項表現の改善案

会員 宮下 洋明



要 約

本稿の要旨は、請求項表現における難読性の改善である。このテーマを取り上げた背景は、実際に私が耳にした設計者及び開発者の声である。その声とは、請求項を読んでも、その内容が理解できない、というものである。当該難読性の原因は、語順の特異性（体言止めの繰り返し）である。この課題は、もはや無視できない。その理由は、特許権侵害リスクへの関心の高まり及び特許出願の国際化である。改善案の骨子は、請求項表現を「主題句及びその説明句」の集合とすることで、一節一意（一文一意）を実現する点にある。一節一意を実現することは、属否判断を容易にし、かつ、英訳も容易にする。

目次

1. 本稿の要旨
2. 序論
 - (1) 請求項における慣用表現
 - (2) 問題点
 - (3) 難読性に起因する2つの懸念
 - (4) 難読性を取り上げる2つの必要性
 - (5) 難読性の原因
 - (6) 請求項表現に関連する先行研究
3. 本論
 - (1) 改善案
 - (2) 検証
 - (イ) 法的許容性
 - (ロ) 請求項表現における可読性
 - (ハ) 属否検討の容易性
 - (二) 英訳の容易性
 - (ホ) 実施例
4. 結論
5. 終わりに

述されるのは、修飾語又は修飾句であり、最後に記述されるのは、名詞である。当該慣例を例示すると、次のとおりである。

【請求項 X】

データを記憶するメモリと、
前記メモリに接続され、前記メモリに記憶されたデータを処理するプロセッサと、
を備える装置。

(2) 問題点

当該慣用表現の問題点は、難読性⁽³⁾である。当該表現から請求項に係る発明を自力で理解できるのは、おそらく、知財担当者及び審査官だけである。何故これらの者が自力で理解できるのか。その答えは、慣れである。他方で、実際に私が耳にした設計者及び開発者の声は、次のとおりである。

- ①警告された特許公報の請求項を読んでも、何故警告されているのか、理解できない。仮に警告が正しいとしても、どのように設計すれば回避できるのか、判断できない。
- ②出願原稿の請求項を読んでも、自分の発明が適切に表現されているか否か、判断できない。知財のプロが書いたのだから大丈夫であろう、というのが正直なところである。

(3) 難読性に起因する2つの懸念

第1の懸念は、請求項の構成要件的機能（特許法第

1. 本稿の要旨

本稿の要旨は、請求項表現における難読性の改善である。改善案の骨子は、請求項表現を「主題句及びその説明句」の集合とすることで、一節一意（一文一意）を実現する点にある。

2. 序論

(1) 請求項における慣用表現

請求項における慣用表現は、体言止めの繰り返し（いわゆる連体終止形⁽¹⁾⁽²⁾）である。すなわち、先に記

36条第6項第2号、第196条)を果たしていないことである。これを裏付けるのは、上述の声①である。

第2の懸念は、発明を適切に「保護」(特許法第1条)していないことである。これを裏付けるのは、上述の声②である。

(4) 難読性を取り上げる2つの必要性

第1の必要性は、特許権侵害リスクへの関心の高まりである。最近の報道で頻繁に見聞きするのは、多額の賠償命令や販売差止め命令等の特許権侵害リスクである。頻繁に見聞きしているのは、我々知財関係者のみならず、経営者も同様である。つまり、特許権侵害リスクは、経営者の関心の対象となる。経営者の関心事となれば、主体的に動くのは、知財部門だけではない。すなわち、設計部門、開発部門、さらには営業部門までもが主体的にリスク対策しようとする。仮に請求項表現で特定される特許発明が正しく理解されていなければ、その理解の下でのリスク対策は無意味である。

第2の必要性は、特許出願の国際化である。前述のとおり、請求項の表現の適否を判断するのは、発明者ですら、困難である。まして、翻訳者にとっては、尚更であろう。仮に原文において不正確な表現が放置されているのであれば、その表現を翻訳したものは、同様に又はより不正確である。ここで、前提としている翻訳は、英訳である。

(5) 難読性の原因

請求項表現の難読性の原因は、語順の特異性である。図1が示すのは、当該語順に慣れた人(例えば、審査官、知財担当者)の目線の動きである。慣れた人の目線の動きは、複雑である。慣れた人が最初に見るのは、カテゴリ(①)である。次に見るのは、構成要素(②、③、④)である。これらに次いで見るのは、各構成要素の説明(⑤、⑥)である。この動きによる情報の提示順は、概略から詳細へ、となる。この順序は、理解し易い順序である⁽⁴⁾。つまり、目線の動きを複雑化することは、請求項に係る発明の理解を容易にする。他方、図2が示すのは、当該語順に不慣れ人の目線の動きである。不慣れな人の目線の動きは、単純かつ極自然であり、記述順(①→②→③→④)である。すなわち、最初に見るのは、構成要素の説明(最初の記述)である。最後に見るのは、カテゴリ(最後の記述)である。この読み方を責めるのは、筋違いである。

この動きによる情報の提示順は、詳細から概略へ、となる。この提示順は、理解し難い順序である。つまり、請求項における慣用表現は、自然な読み方をすると、理解し難いものである。

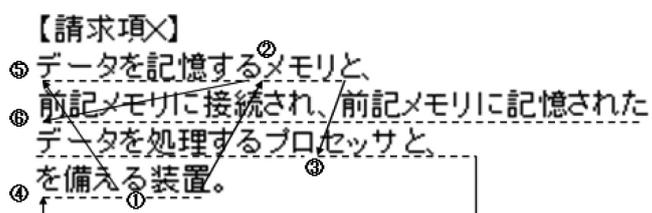


図1：慣れた人の目線の動き

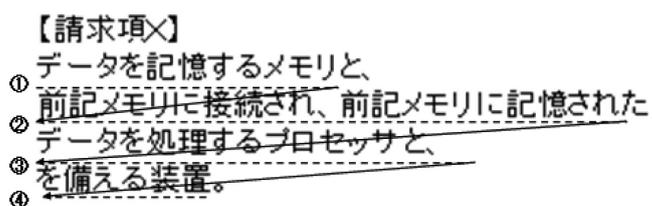


図2：不慣れな人の目線の動き

(6) 請求項表現に関連する先行研究

請求項表現に関連する先行研究は、筆者が知る限り、次のとおりである。

- ①請求項の表現法を特許請求項記述言語(PCML)とするもの⁽⁵⁾。
- ②請求項の表現法を改めて連体終止形から連言標準形とするもの⁽⁶⁾⁽⁷⁾⁽⁸⁾。

これらの研究のうち本提言が基礎とするのは、先行研究②である。先行研究②が提言する連言標準形(連用終止形)の表現を例示すると、次のとおりである。

【請求項X】

- ①メモリと、プロセッサとを備える装置であって、
- ②前記メモリは、データを記憶し、
- ③前記プロセッサは、前記メモリに接続され、前記メモリに記憶されたデータを処理する、もの。

この表現によれば、節①が示すのは、装置の概略であり、節②及び③が示すのは、構成要素の説明である。つまり、読み方が記述順であっても、情報の提示順は、概略から詳細へ、となっている。しかし、この表現の難点は、というよりは、日本語の語順自体の宿命かもしれないが、主語と述語とが離れていることである。主語と述語との間に入るのは、目的語又は副詞句である。そのような入れ子の語句が続くと、係り受けが曖昧になる。係り受けが曖昧になると、意味が分かり難くなる⁽⁹⁾。

3. 本論

(1) 改善案

筆者が提案する改善案は、請求項表現を「主題句及びその説明句」の集合とすることである。原則として、主題句を構成するのは、主語及び述語である。この表現の目的は、一節一意（一文一意）の実現である⁽⁹⁾⁽¹⁰⁾⁽¹¹⁾⁽¹²⁾。具体的には、次のとおりである。

【請求項 X】

装置であって、

- ①この装置が備えるのは、メモリ及びプロセッサであり、
- ②前記メモリが記憶するのは、データであり、
- ③前記プロセッサが接続されるのは、前記メモリであり、
- ④前記プロセッサが処理するのは、データであり、
- ⑤このデータを記憶するのは、前記メモリである、
もの。

この例において、請求項表現を構成するのは、5つの節である。各節を構成するのは、主題句及びその説明句である。主題句を示すのは、一重下線部分である。他方、説明句を示すのは、二重下線部分である。

(2) 検証

本提案の請求項表現は、適切なのだろうか。検証内容は、次のとおりである。

(イ) 法的許容性

本提案は、法的に許容されている。法が要求するのは⁽¹³⁾、請求項の記載形式及び内容である（特許法第36条第5項及び第6項並びに特許法施行規則第24条の3）。言い換えると、請求項表現（スタイル）は、何ら制約されない⁽¹⁴⁾。確かに、本提案の表現は、やや冗長である。しかし、表現の冗長性は、直ちに簡潔性の欠如（特許法第36条第6項第3号、同法第49条第4号、同法第123条第1項第4号）になる訳ではない。

(ロ) 請求項表現における可読性

本提案における可読性は、認められる。図3が示すのは、本提案における目線の動きである。当該目線の動きは、知財担当者であるか否かを問わず、単純かつ極自然であり、記述順（①→②→③→④→⑤）である。この動きによる情報の提示順は、概略から詳細へ、となる。この提示順は、読み手が理解し易い流れである。

【請求項 X】

- ①装置であって、
この装置が備えるのは、メモリ及びプロセッサであり、
- ②前記メモリが記憶するのは、データであり、
- ③前記プロセッサが接続されるのは、前記メモリであり、
- ④前記プロセッサが処理するのは、データであり、このデータを記憶
するのは、前記メモリである、
- ⑤もの。

図3：本提案における目線の動き

(ハ) 属否検討の容易性

本提案における属否検討の容易性は、認められる。その理由は、一節一意の実現で請求項表現を容易に分節化できることである。分節化で得られる対比表は、いわゆるクレームチャートである。図4のクレームチャートが対応するのは、上述の表現例である。

番号	請求項文	被侵害製品
1	装置であって、	"T" or "F"
2	この装置が備えるのは、メモリ及びプロセッサであり、	"T" or "F"
3	前記メモリが記憶するのは、データであり、	"T" or "F"
4	前記プロセッサが接続されるのは、前記メモリであり、	"T" or "F"
5	前記プロセッサが処理するのは、データであり、	"T" or "F"
6	このデータを記憶するのは、前記メモリである、	"T" or "F"
7	もの。	"T" or "F"

図4：クレームチャート

このように、クレームチャートの完成に必要な作業は、節を並べることである。また、クレームチャートを構成する各節が表すのは、1つの意味である。つまり、各節が真“T”であるか偽“F”であるかを判断することは、知財部門以外の者にとっても容易になる。

(ニ) 英訳の容易性

本提案における英訳の容易性は、認められる。その理由は、一節一意の実現で係り受けを容易に理解できることである。上述の表現例で、英単語を当て嵌めたものは、次のとおりである。

【請求項 X】

装置 “apparatus” であって、
この装置 “apparatus” が備える “comprise” のは、
メモリ “memory device” 及びプロセッサ “processor” であり、
前記メモリ “memory device” が記憶 “store” するのは、
データ “data” であり、
前記プロセッサ “processor” が接続される “connect” のは、
前記メモリ “memory” であり、
前記プロセッサ “processor” が処理 “process” するのは、
データ “data” であり、このデータ “data” を
記憶 “store” するのは、前記メモリ “memory de-

vice”である、
もの。

当該当て嵌めに従い翻訳した結果（中間生成表現）は、次のとおりである。

Claim X.

An apparatus;

This apparatus comprise a memory device and a processor;

The memory device stores data;

The processor is connected to the memory;

The processor processes data, this data are stored in the memory device.

当該中間生成表現における動詞を動名詞及び過去分詞化し、かつ、重複表現を削除した結果は、次のとおりである。

Claim X.

An apparatus comprising:

a memory device storing data; and

a processor connected to the memory and processing data stored in the memory device.

このように、一節一意が最小化するのには、原文における係り受けを解説する工数である。本提案は、翻訳者をして、係り受けの解説から解放する。言い換えると、翻訳者が注力すべきは、適切な訳語の選択である。特に、原文の語順と翻訳文の語順とが一致している場合、翻訳に必要な作業の大部分は、適切な単語の当て嵌めになる。

(ホ) 実施例

上述で採用した請求項表現の例は、簡単な表現である。しかし、実際の表現は、複雑である。そこで、複雑な表現への本提案の適用を例示すると、後述のとおりである。題材は、いわゆる切餅事件⁽¹⁵⁾に係る請求項表現である。当該事件を題材にした理由は、事件の両当事者が新潟県の企業であること、かつ、筆者の出身地も新潟県であることであり、他意はない。

特許公報⁽¹⁶⁾に係る請求項表現は、次のとおりである。

【請求項 1】

焼き網に載置して焼き上げて食する輪郭形状が方形の小片餅体である切餅の載置底面又は平坦上面ではなくこの小片餅体の上側表面部の立直側面である側周表面に、この立直側面に沿う方向を周方向としてこの周方向に長さを有する一若しくは複数の切り込

み部又は溝部を設け、この切り込み部又は溝部は、この立直側面に沿う方向を周方向としてこの周方向に一周連続させて角環状とした若しくは前記立直側面である側周表面の対向二側面に形成した切り込み部又は溝部として、焼き上げるに際して前記切り込み部又は溝部の上側が下側に対して持ち上がり、最中やサンドウイッチのように上下の焼板状部の間に膨化した中身がサンドされている状態に膨化変形することで膨化による外部への噴き出しを抑制するように構成したことを特徴とする餅。

本提案を形式的に適用した結果は、次のとおりである。

【請求項 1】

餅であって、

前記餅は、切餅であり、

前記切餅を食する方法は、焼き網に載置して焼き上げることであり、

前記切餅の形状は、小片餅体であり、

前記切餅の輪郭形状は、方形であり、

前記小片餅体が有するのは、上側表面部及び載置底面であり、

前記上側表面部が有するのは、平坦上面及び側周表面であり、

前記側周表面は、前記上側表面部の立直側面であり、

前記側周表面に設けられているのは、一若しくは複数の切り込み部又は溝部であり、

前記一若しくは複数の切り込み部又は溝部の長さの方向は、周方向であり、

前記周方向は、前記立直側面に沿う方向であり、

前記切り込み部又は溝部は、周方向に一周連続して角環状となるか、又は、前記切り込み部又は溝部の形成箇所は、側周表面の対向二側面であり、

それによって、焼き上げるに際して、切り込み部又は溝部の上側は、下側に対して持ち上がり、膨化変形した中身の状態は、最中やサンドウイッチのようにサンドされており、この中身が位置するのは、上下の焼板状部の間となり、外部への噴き出しが抑制される、餅。

本提案を形式的に適用することで判ったのは、次のとおりである。

- ①「餅」、「切餅」、「小片餅体」及び「方形」の意味の少なくとも一部が重複していること
- ②「上側表面部」の定義が冗長であること
- ③「側周表面」及び「立直側面」が実質的に同義で

あること

- ④「周方向」及び「前記立直側面に沿う方向」が同義であること

これらを踏まえて構成要素を整理した結果は、次のとおりである。

【請求項1】

切餅であって、
前記切餅を食する方法は、焼き網に載置して焼き上げることであり、
前記切餅の輪郭形状は、方形であり、
前記切餅が有するのは、平坦上面、立直側面及び載置底面であり、
前記立直側面に設けられているのは、一若しくは複数の切り込み部又は溝部であり、
前記一若しくは複数の切り込み部又は溝部の長さの方向は、前記立直側面に沿う方向であり、
前記切り込み部又は溝部は、前記立直側面に沿う方向に一周連続して角環状となるか、又は、前記切り込み部又は溝部の形成箇所は、前記立直側面の対向二側面であり、
それによって、焼き上げるに際して、切り込み部又は溝部の上側は、下側に対して持ち上がり、膨化変形した中身の状態は、最中やサンドウィッチのようにサンドされており、この中身が位置するのは、上下の焼板状部の間となり、外部への噴き出しが抑制される、切餅。

なお、筆者が望ましいと思う形は、次のとおりである。

【請求項1】

餅であって、
前記餅は、焼いて食され、
前記餅が有するのは、底面及び側面であり、
前記側面に形成されているのは、切り込みであり、
前記切り込みの形成方向と略平行なのは、前記底面であり、
焼かれると、前記切り込みが境目となって、この境目よりも上側が持ち上がる、
もの。

4. 結論

上述のとおり、請求項表現における可読性向上の観点から望ましい請求項表現は、「主題句及びその説明句」の集合である。これによって、一節一意が実現されて、属否判断が容易になり、かつ、英訳も容易になる。

5. 終わりに

特許事務所に入所して間もない頃に筆者が抱いたのは、何故請求項表現が体言止めなのか、という素朴な疑問である。月日が流れ、いつの間にか身に付けた術は、連体終止形という暗黙の制約下で、如何に請求項の表現を簡潔にするか、かつ、如何に係り受けを適切にするか、である⁽¹⁷⁾。しかし、知財関係者以外の者が読み難いのであれば、その術に長けるのは、無意味である。そのような思いを抱いたのは、企業の知財担当者になり暫くしてからである⁽¹⁸⁾⁽¹⁹⁾。今回の改善案は、そのような思いを具現化したものである。筆者の思いを受けて当時の上司が紹介してくれたのは、前掲した故糟谷洋治先生の著作である。同じ思いを抱かれている又は抱かれていた方は、筆者以外にも少なからずいるはずである。これらの方々が一步踏み出せないのは、唯一つ、「クライアント」(又は上司)が慣例そのものである、これに尽きるのではないだろうか。本稿が契機となって、知財関係者以外の者の声に耳を傾ける機運が生じれば幸いである。

【参考文献】

- (1) 糟谷洋治, 第1部基礎編 「請求の範囲」の論理-その実技への応用と近未来像-, 関西文献センター振興会研修テキスト 1989.09.08, P.1-9,
- (2) 糟谷洋治, 第2部実技編 要件分析の技法と標準形への等価変換, 関西文献センター振興会研修テキスト 1989.09.08, P.1-9
- (3) 新森昭宏 奥村学 丸川雄三 岩山真, 手がかり句を用いた特許請求項の構造解析, 情報処理学会論文誌 Mar.2004, Vol.45, No.3
- (4) 後藤高志, 良い明細書の作成方法, パテント 2008 vol61, No7, P21~28
- (5) 特許請求項記述言語 (PMCL), http://patentisland.com/Patent_Strategy_Engineering/
- (6) 糟谷洋治, 「請求の範囲」の文体と作文技法の考察, パテント 1999
- (7) 特願昭 55-084107 に係る拒絶理由通知書
- (8) 特許第 2810880 号公報
- (9) 野口悠紀雄, 「超」文章法-伝えたいことをどう書くか-再版, P.154-195
- (10) 大野晋, 日本語練習帳, P.48-55
- (11) 本多勝一, 日本語の作文技術, P.138-159
- (12) 西巻尚樹, Get The Real.....英語参考書, P.003
- (13) 山内康伸, 平成 23 年度実務修習テキスト「2. 特許及び実用新案に関する理論及び実務明細書のあり方(読み方・作成)概論」, P.3
- (14) 葛西泰二, 特許明細書のクレーム作成マニュアル, 第 2 版, P.21
- (15) 知的財産高等裁判所平成 23 年(ネ)第 10002 号特許権侵害差止等請求事件
- (16) 特許第 4111382 号公報
- (17) 特許第 3888382 号公報
- (18) 特許第 4059078 号公報
- (19) 特開 2010-002364 公報

(原稿受領 2013. 1. 7)